

第6回接続委員会 議事概要

日時 平成21年12月8日(火) 14:00~15:00
場所 総務省1001会議室(10F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
関口委員、藤原委員
事務局 福岡電気通信事業部長、
(総務省) 淵江事業政策課長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

電気通信事業法施行規則等の一部改正について(電気通信事業部会への報告書(案))

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会で報告されることとなった。

【主な発言等】

藤原委員:「考え方2」において「集合住宅であっても主として戸建てに設置される形態」とある。これは指定告示(案)の規定ぶりを受けたものと思われるが、「主として」との記載は誤解を招くのではないか。

東海主査:確かに指定告示(案)及び「考え方2」における「主として」という言い方は明確でない印象がある。

相田委員:告示(案)の中では「主として」と用いられているのは良いとしても、その定義がはっきりしないので「考え方2」の中で明示すれば良いだろう。

酒井主査代理:指定告示(案)においても「主として」という曖昧な書き方で良いのか。そういうことはすぐには起こり得ないと思うが、もし将来の技術進展により設置の形態が変わった場合に、ここが何を指しているか分からなくなるのではないか。

事務局:この箇所は現状の引き通し形態の屋内配線を念頭に置いたもの。マンション向け屋内配線の形態が今後どう変わるかは答申審議の際にも論点となったが、戸建て向け屋内配線の形態については当面大きく変わらないものと認識している。

東海主査:今回マンション向け屋内配線の一部についても一種指定を行うことになるが、この点について情報通信審議会ですらどういった議論がなされていたか。

事務局:情報通信審議会においては、戸建て向けとマンション向けで分けて議論していた

ところ、主な例として、引き通し形態による屋内配線設置に関する扱いが議論されていたものと理解。マンション向け屋内配線にあっても、低層階には戸建て向け屋内配線と同様の引き通し形態による設置がなされている場合があることを踏まえ、指定告示の改正に当たり実態を反映したもの。

東海主査：以上の議論をふまえ、「考え方2」において「主として」に関する必要な記述の追加を行うよう検討してほしい。

事務局：了。

東海主査：「意見4」ではNTTから屋内配線にはボトルネック性はないという意見が出ているが、「考え方」では戸建て向けの場合には屋内配線にボトルネック性を認め、今回初めて第一種指定電気通信設備に含める整理をしたという理解で良いか。

事務局：然り。

相田委員：先程の酒井先生のお話の関係で、突き詰めると配線盤のあるなしの違いになるのではないかと。工事の形態を現時点で将来的に網羅する訳にはいかないもので、今は良く分からない点が残るのだろう。

事務局：引き通しであれば壁の中でも外でも事業者が設置し支配・管理を行うこと、一般的な光のシェアと戸建て向けの屋内配線のシェアが一致すること、工事回数が1回か2回かということなど、答申をまとめる際に議論頂いた点を勘案すると、東海主査がなされた整理が適当ではないかと考える。

東海主査：今回の指定化に現場の実態や工事の実態が追い付かず、事業者間で調整が必要になることも考えられるが、事業者間の調整にあたっては屋内配線が指定されたことを前提として議論されるべき。

関口委員：今回戸建て向けの屋内配線について一種指定すること自体は問題ない。しかし、一種に指定したからといって支障なく運用できるとは限らないので、実態に合わせた調整が必要。

事務局：接続ルール答申を受けて、今年末を期限としてNTT東西に他事業者との協議状況に関する報告を求めているところ、引きつづき事業者間協議が進展するよう適切に対応していく。

東海主査：実態面では異なる事例も出るだろうが、基本的には今回整理することによって事業者間協議も先々スムーズに進展するものと理解している。

東海主査：「考え方7」において「割り勘要員」とカッコ書きになっているがこの箇所では強調する意味はないのでカッコは外した方が良い。

事務局：了。

東海主査：それでは「考え方2」の修正については、主査に一任していただき、その結果

を各委員にお知らせすることとしたい。その前提で、本報告書（案）を次回の電気通信事業部会に報告することとしたい（異論なし）。

以上